

注視区域の指定について

内閣府政策統括官（重要土地担当）

区域の指定の決定について（法第14条第2項第2号）

- 令和7年7月に新設された以下の施設の周辺を新規の注視区域として指定。

防衛関係施設

自衛隊施設 佐賀駐屯地（佐賀県）

- 自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設として、以下の施設の周辺を新規の注視区域として指定。

生活関連施設

空港 佐賀空港（佐賀県）

区域の指定の対象

区 域	名 称	指定の事由
佐賀県佐賀市	佐賀駐屯地、佐賀空港	活動拠点（自衛隊）【佐賀駐屯地】 自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する空港 【佐賀空港】

※ 区域は、内閣総理大臣告示において図面に示す部分に限る

地方公共団体に対する意見聴取の結果

- 対象施設の新設による区域の指定について意見聴取を実施。結果は以下のとおり。

(1) 区域の範囲について

- 区域の外縁が田畠を跨ぐことについての情報提供
→ 区域線は道路や河川といった地物を用いるルールとしているが、適切な地物が無い場合は、筆界、田畠、町字界、一体の民有地を跨ぐ場合がある旨説明。

(2) 町字について

- 特になし

(3) 開発計画、開発行為について

- 空港拡張計画等についての情報提供
→ 区域の修正が必要となるものは、なし。今後の法の運用の参考情報として活用。

(4) その他

- 別紙を参照

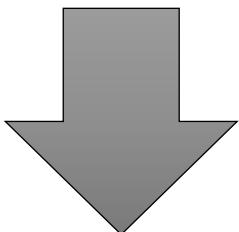
区域の指定に係るスケジュール

令和7年12月5日

第14回土地等利用状況審議会（書面による議事）
(区域の指定の決定)

令和7年12月末

区域の指定の内閣総理大臣告示
(官報掲載)



約1か月後

区域の指定の施行
〔 土地等利用状況調査の開始 〕

(参考) 区域の指定の状況 (予定)

	区域 (※1)			防衛関係施設			海上保安庁 関係施設 (※2)	原子力 関係施設	空港	国境離島 (領海基線周辺) ※離島の数
	特別 注視区域	注視区域		自衛隊 施設	米軍 施設					
告示：R4.12 施行：R5.2	58	29	29	15	15	-	4	-	-	25
告示：R5.7 施行：R5.8	161	40	121	50	50	-	8	1	1	58 (※3)
告示：R5.12 施行：R6.1	180	46	134 (※4) 12	213	207	6	-	3	6	-
告示：R6.4 施行：R6.5	184	33	151 (※4) 4	231	186	45	4	19	2	2
告示：R7.3 施行：R7.5	1 (※5)	1 (※5)	0	1 (※5)	1	-	-	-	-	-
告示：R7.6 施行：R7.8	1	1	0	1 (※5)	1	-	-	-	-	-
告示：R7.12 施行：R8.2 (予定) (予定)	1	0	1	1	1	-	-	-	1	-
合計	586	150	436 (※4) 16	512	461	51	16	23	10	85

(※1) 区域の数と施設・離島の数は一致しない

なお、「注視区域」欄は、特別注視区域に指定されていない注視区域の数

(※2) 法第2条第2項に定める海上保安庁の施設及び

法第2条第3項に定める国境離島等における領海警備等の活動拠点

(参考) 区域の指定の概要 (令和7年12月現在)

これまで、計585箇所^(※)の区域 (特別注視区域: 150箇所、注視区域: 435箇所) を指定

(※)施設・離島の数と区域の数は一致しない

① 国境離島

無人の国境離島: 29島 (例: 鳥島、聟島、北硫黄島、沖ノ御前島、臥蛇島)
有人の国境離島: 56島 (例: 八丈島、佐渡島、伊豆大島、母島、対馬、奄美大島、沖縄島、西表島)
(領海基線の周辺)

② 海上保安庁関係 ^(※) : 16施設 (例: 奄美海上保安部、壱岐海上保安署、第十一管区海上保安本部、那覇海上保安部、

名護海上保安署、中城海上保安部、石垣海上保安部、宮古島海上保安部)

(※) 法第二条第二項に定める海上保安庁の施設及び同条第三項に定める国境離島等における領海警備等の活動拠点

③ 防衛関係施設

自衛隊施設: 460施設 (例: 根室分屯基地、札幌駐屯地、千歳基地(北海道)、青森駐屯地(青森)、仙台駐屯地(宮城)、入間基地(埼玉)、習志野高射教育訓練場(千葉)、硫黄島航空基地、防衛省市ヶ谷庁舎、朝霞駐屯地、練馬駐屯地、府中基地(東京)、厚木航空基地(神奈川)、小松基地(石川)、守山駐屯地(愛知)、伊丹駐屯地(兵庫)、呉地方総監部(広島)、徳島航空基地(徳島)、対馬防備隊、佐世保地方総監部(長崎)、健軍駐屯地(熊本)、那覇基地、石垣駐屯地、与那国駐屯地(沖縄))

米軍施設: 51施設 (例: 三沢飛行場(青森)、横田飛行場(東京)、横須賀海軍施設(神奈川)、経ヶ岬通信所(京都)、岩国飛行場(山口)、嘉手納飛行場、普天間飛行場、キャンプ・シュワブ(沖縄))

④ 原子力関係施設: 23施設 (例: リサイクル燃料備蓄センター(青森)、福島第二原子力発電所(福島)、柏崎刈羽原子力発電所(新潟)、美浜発電所(福井)、原子燃料工業(株)熊取事業所(大阪)、島根原子力発電所(島根)、伊方発電所(愛媛)、玄海原子力発電所(佐賀)、川内原子力発電所(鹿児島))

⑤ 空港

: 9施設 (新千歳空港、秋田空港、山形空港、新潟空港、名古屋飛行場、八尾空港、福岡空港、熊本空港、那覇空港)